当座勘定取引における「暴力団排除条項」の一部改正について

当組合は、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおりますが、その取り組みの一環として、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成23年6月1日より預金規定等を改正し暴力団排除条項を導入いたしました。

また、預金口座の開設などのお申し込みの際には、お客様が反社会的勢力に 該当しないことを表明し確約していただいております。

このたび、東日本大震災の復興事業に関する暴力団の介入事案の発生が危惧されていることから、警察庁および金融庁からの要請を受け、当座勘定取引の暴力団暴排条項を実態に即してより明確化するため、当座勘定規定を改正し、平成23年8月8日より適用させていただきます。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご了承願います。

※改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを行ってまいりますので、お客様にはこの取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い致します。

以上

別紙:新旧対照表

佐賀西信用組合

現 行 条 文

第1条(当座勘定への受入れ) (略)

第22条 (譲渡、質入れの禁止)

第23条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第24条第2項<u>第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項<u>第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第24条 (解約)

- ① (略)
- ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。
 - 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者

- 3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号に</u>該当する行為 をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用 を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ③ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その 通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到 達したものとみなします。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第25条(取引終了後の処理)



以上

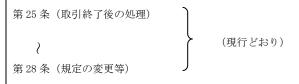
改 正 条 文

第1条(当座勘定への受入れ) (現行どおり) 第22条(譲渡、質入れの禁止)

第23条(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第24条第2項<u>各号</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項<u>各号</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとしま

第24条 (解約)

- ① (現行どおり)
- ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年 を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これら に準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、 または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する こと
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第 三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等 を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する などの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社 会的に非難されるべき関係を有すること
 - 3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該 当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用 を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ③ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その 通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到 達したものとみなします。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。



以 上